

入 札 参 加 者 の 心 得

入 札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。
なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。
- 6 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - (3) 委任状の提出がない代理人のしたもの
 - (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (5) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
 - (6) 金額を訂正したもの
 - (7) 内訳書に記載された単価、数量・単位等による内訳金額と入札金額とが異なるもの
 - (8) 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号(期間入札(試行)に関する留意事項の9と同一内容)に該当するもの
 - (9) 市指定様式以外の様式によるもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開 札

- 1 入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内になるときは、開札日の4日後の日（市の執務日）に、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とします。
また、入札結果は、速やかに、本市ホームページで公表します。また、市民サービスセンターの窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づく閲覧に供するものとします。
- 5 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（くじの辞退はできません。）。
- 6 落札後、別途指示する期限までに免税事業者届が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱います。

入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。